

大阪府内における水銀使用製品産業廃棄物の処分業者名簿(令和3年9月30日現在)

許可番号	業者名	許可期限	事業場の所在地	問合せ先電話番号	許可のある産業廃棄物の種類 (水銀使用製品産業廃棄物を含むもの)	処理方法	処理能力	受入可能な水銀使用製品産業廃棄物	注意事項等	破損した蛍光灯等についての注意事項
6620002736	株式会社共英メソナ	R4.3.19	大阪市西淀川区西島1-2-133	環境事業部環境リサイクル課 06-6477-4195	金属くず ガラスくず (ただし、水銀回収が義務付けられるものを除く)	溶融	52.3t/日	廃蛍光管	・破碎後の物はドラム缶・ペール缶・ポリ容器等の堅牢な密閉容器に投入し、飛散しないようご注意ください。 ・未破碎の物は割れないように梱包して下さい。 ・一度に大量の搬入の場合は事前にご相談下さい。	・破碎後の物と同様、ドラム缶・ペール缶・ポリ容器等の堅牢な密閉容器に投入し飛散しないようご注意ください。
6620004746	野村興産株式会社	R4.2.16	大阪市西淀川区中島2-4-143	大阪府中央区高麗橋2丁目1番2号 野村興産(株) 関西営業所 06-4706-1345	金属くず(廃蛍光管又は廃水銀灯に限る) ガラスくず(廃蛍光管又は廃水銀灯に限る)	破碎 破砕 選別	4.8t/日 10t/日 4.9t/日	廃蛍光管、廃水銀灯のみ受入れ可能。 ※廃蛍光管は直管形、環形のみ。それら以外については要相談。 ※廃水銀灯については要相談。	・必ず密閉容器に梱包のうえ持ち込むこと。 ・関西工場は廃蛍光管、廃水銀灯のみの中間処理施設なので、それら以外の廃棄物(廃乾電池等)の受入れは不可。但し、水銀を含む乾電池等についてはご相談ください。 ・関西工場は、お客様の直接持ち込みは受け付けておりません。 関西営業所まで問い合わせください。	・必ず密閉容器に梱包のうえ持ち込むこと。破損した蛍光灯はガラスの破片なので密閉容器は鉄製、プラスチック製が望ましい。 ・容器には破損した蛍光灯以外のものは絶対に入れないこと。
6620021811	合同衛生株式会社	R6.3.22	大阪市西成区北津守3-11-21	06-6641-8960 (FAX:06-6641-8002)	金属くず(廃蛍光管又は廃水銀灯に限る) ガラスくず(廃蛍光管又は廃水銀灯に限る)	破砕	3.1t/日	廃蛍光管類(直管、環形、球形可) 廃水銀灯	・保管・運搬の基準を順守してお持ち込みください。 ・できれば収集運搬業者を介して頂きたいです。場所・数量にもよりますが引取りは基本的に考えておりません。 ・受入調整や制限を行う場合があります。	・密閉容器を使用するなど飛散流出防止措置を取ってください。 ・破れやすいビニール袋等は使用しないでください。
06720111723	DINS関西株式会社	R5.7.21	堺市西区築港新町4丁目2番3号	072-245-7777	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず (廃蛍光灯に限る)	破碎・ 選別	7.62t/日	廃蛍光灯	荷姿:密閉容器に梱包したもの。 受入の単位:事前にお問い合わせの上ご搬入下さい。 受入基準:弊社基準による。事前にお問い合わせの上ご搬入下さい。	受入可能 ※事前にご相談の上ご搬入願います。
11820002250	米田産業株式会社	R6.1.28	豊中市原田中二丁目6番1他2筆	06-6845-0381 (FAX 06-6845-3810)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず(廃蛍光灯又は廃水銀灯に限る。)	破碎	1.9t/日	廃蛍光管 廃水銀灯	搬入及び収集は、事前に予約が必要です。 他廃棄物と混載せず、破損及び飛散しないように梱包してください。 【以下のものは受入できません】 ・梱包されていないもの。 ・ガムテープ等で束ねているもの。 ・汚れているもの。 ・濡れているもの。(雨天時は搬入及び収集不可。) ・破損および割れたもの。	受入不可 (別途相談)
10620009139	株式会社浜田	R4.1.9	高槻市柱本三丁目8番6号	本社営業部直通 072-686-3100	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず(蛍光灯及びHIDランプに限る。)	破碎	4.2t/日 (蛍光灯) 3.3t/日 (HIDランプ)	廃蛍光灯 HIDランプ	・搬入の際は割れないよう梱包をしてください。 ※段ボール等に入れて搬入、廃蛍光灯専用コンテナでの搬入等 ・防爆タイプ(フィルム付き)の廃蛍光灯を搬入される際は事前にお問い合わせください。 ・処理費についてはお問い合わせください。 ・受入について:午前8時~午後5時(12時~1時は搬入不可) 土曜日は奇数週のみ受入可 日祝日は休業 搬入日は事前に連絡をください。	受入れ不可
12020002042	共英製鋼株式会社	R8.3.23	枚方市中宮大池3丁目1600番1	本社 環境リサイクル部 06-6346-5266	汚泥(無機汚泥に限る)、金属くず、ガラスくず	溶融	180t/日	・蛍光灯 ・水銀灯 ・水銀電池(NR・MR) ・空気亜鉛電池(PR) ※体温計等の水銀回収義務対象物は除く	・体温計等の水銀回収義務対象物は除く。 ・少量も受入可能ですが、前もって相談が必要です。(見積り無料) ・水銀含有(ばいじん等)も処理可(液状物、水銀含有率0.1%以上のものは除く。) ・共英製鋼ホームページの枚方事業所に掲載している「処理検討書」に必要事項を記載して、ご相談があれば、無料で見積もりさせていただきます。	・プラスチックが混入しないこと。 ・蛍光灯及び水銀灯が混合しないこと。 ・多量の蛍光粉及び破砕機のフィルターが混入しないこと。
02740003203	大栄環境株式会社	R9.2.24	和泉市平井町832番1ほか75筆の一部	営業窓口 0725-51-2010	燃え殻、汚泥(無機性汚泥に限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、処分するために処理したもの(施行令第2条第13号)(コンクリート固化物に限る。)	埋立	面積: 125,578㎡ 容積: 2,007,547㎡	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則7条の2の4に規定される水銀使用製品産業廃棄物で回収義務に該当しないもの。	・施設の運用に合わせた独自の受入基準により排出事業者様には、排出前に各種条件を提示する場合がありますが、ご理解のほどよろしくお願致します。	・弊社指定の容器に入れ、各種条件で判断します。
02720019548	株式会社丸六	R3.1.24	泉佐野市日根野2983番1の一部、2984番1の一部	072-467-2396(代表)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず(いずれも廃蛍光灯に限る)	破碎	4.3t/日(廃プラスチック類) 0.215t/日	廃蛍光灯(直管・サークル管)	・荷姿:破損しない様、ダンボール箱等で梱包 受入単位:1本からでも受入可 受入制限:発生の都度、事前相談 ・まずはお問い合わせください。	・弊社までの搬入時に破損したものに限りです。 初めから破損しているものは避けてください。
02720031509	中辻産業株式会社	R6.5.27	泉北郡忠岡町高月南3丁目1番4ほか9筆の一部	中辻産業(株) 忠岡工場 0725-43-2245	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず(廃蛍光灯に限る)	破碎	2.4t/日 (廃プラスチック類) 0.025t/日	廃蛍光灯	・ダンボールに梱包する等、蛍光灯が割れない措置をとって下さい。	・空中に飛散しないよう密閉措置をとって下さい。
02720114420	株式会社クリーンステージ	R5.10.25	和泉市テクノステージ二丁目3番10、3番12	廃棄物判定管理職 0725-51-3933	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、処分するために処理したもの(令第2条第13号廃棄物)	焼却・ 溶融 (ガス化改質・溶融方式)	95t/日(汚泥54t/日、 廃油32t/日、 廃プラスチック類33t/日、 石綿含有産業廃棄物28t/日)	一次電池、蛍光灯、HIDランプ、放電ランプ、農薬、温度定点セル、顔料、ボイラ関係、水銀抵抗原器、周波数標準機、参照電極、医薬品、水銀等の製剤等及びそれら組込製品で回収義務に該当しないもの。また、使用表示されているもの及びそれら組込製品で回収義務に該当しないもの。	・飛散の恐れのあるものは密閉容器厳守(10kg以下/個、金属塊制限、寸法30cm以上等の調整要) ・濃度と量により受入量及び時期・処理期間に制限有り(微量混合処理による) ・その他有害物質等により全て事前協議により判定。	・飛散の恐れがあるため密閉容器厳守等 ・左記の各種条件により判断